

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

氏名又は名称
郵便番号・住所
代表者氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス
担当者氏名

1. 長門市上下水道局（連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講証明書類（受講証・終了証等）の写しを添付してください。）（□公表不可）	
年	月 日 ・ 未受講
（未受講理由）※非公表	

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（□公表不可）	
休業日：土曜日・日曜日・祝日 夏季（月日～月日） 年末年始（月日～月日） その他（月日～月日） 営業時間：時分～時分 修繕対応時間：時分～時分	
漏水等修繕対応の可否（該当部に○をつけて下さい。）（□公表不可）	
屋内給水装置の修繕	屋外給水装置(埋設部)の修繕 その他（）
対応工事種別（新設・改造等）（該当部に○をつけて下さい。）（□公表不可）	
配水管からの分岐～水道メーター（新設改造）	水道メーター～宅内給水装置（新設改造）
その他（□公表不可）	

- ・業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。
- ・公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記の内容の公表について（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。）		
☐ 公表不可		

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証・終了証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

○水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの経験も有 しているか	資格の有無		工事 年度
			保有している資格等	
	有 ・ 無	有・無		
	有 ・ 無	有・無		
	有 ・ 無	有・無		
	有 ・ 無	有・無		
上記の内容の公表について（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。）				
☐ 公表不可				

- ・ 以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。
 - ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）
- ・ 資格を証明する書類（資格証・終了証等）の写しを添付してください。
- ・ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、記入不要です。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

○水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。